

泉大津市エコハウス認定奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成14年泉大津市条例第2号）第6条の規定に基づき、地球温暖化防止対策を推進し、持続可能な低炭素社会を形成するため、本市の区域内において、住宅用太陽光発電システム等のエコハウス設備を設置するなど、本市が定める要件を満たす家屋を「エコハウス」として認定し、その所有者等に対し、予算の範囲内において、泉大津市エコハウス認定奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市民の自主的な環境保全に関する取組みを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコハウス 次号から第4号に掲げる設備（中古品を除く。）のうち、各号につき1種類以上の設備を導入した住宅をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 別表第1に掲げる種類の設備をいう。
- (3) 省エネルギー設備 別表第2に掲げる種類の設備をいう。
- (4) スマートエネルギー関連設備 別表第3に掲げる種類の設備をいう。

(交付対象者等)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第2号から第4号までに定める設備のうち各号1種類以上の設備を平成24年4月1日以降に導入した住宅に自ら居住する者
- (2) 別に定める要件を満たした者
- (3) 本人又は同一の世帯の者が、同様の補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (5) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、及び家庭でのエネルギー使用

状況等に関する調査等に協力できる者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、50,000円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、泉大津市エコハウス認定奨励金交付申請書（様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(エコハウス認定及び交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、適当と認めるものは、当該家屋をエコハウスと認定し、奨励金の交付を決定し、並びに申請者に対しエコハウス認定証及び泉大津市エコハウス認定奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市エコハウス認定奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(奨励金の交付請求)

第7条 申請者は、前条第1項による通知を受けた日から30日以内に泉大津市エコハウス認定奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、奨励金の交付を請求しなければならない。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し奨励金を交付する。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた者があると認める場合は、その交付決定を取り消し、すでに奨励金を交付しているときは、その奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に申請等がなされた奨励金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第2号関係）

種 類	内 容
住宅用太陽光発電システム	<p>住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をいずれもみたすものをいう。</p> <p>(1) 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格または国際電機標準会議（IEC）等の国際規格に規定された太陽電池モジュールの公称最大出力）とパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが 10 キロワット未満であること</p> <p>(2) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること</p>

別表第2（第2条第3号関係）

種 類	内 容	
太陽熱利用システム	太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステム又はこれに類するシステムで市長が特に認めるもの	
高効率給湯器	ガスエンジン給湯器	ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成される熱の供給を主目的とした機器で、給湯効率が 80%以上であること
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	CO ₂ を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器で、日本工業規格（JIS C 9220）の性能表示があること
	潜熱回収型給湯器	潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が 90%以上であること
	家庭用燃料電池	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気と熱の供給を主目的とした機器で、1 台当たりの発電能力が定格出力 0.5kW から 1.5kW、かつ貯湯容量が 150 リットル以上の貯湯を有するもの又はこれと同等の貯湯ユニットを有するものであること

別表第3（第2条第4号関係）

種 類	内 容
エネルギー管理システム	住宅において電力・ガス等のエネルギーを管理するシステムで、エネルギー使用量の「見える化」が図ら

	れ、かつ遠隔操作等の制御機能を有するシステム、又はこれに類するシステムで市長が特に認めるもの
蓄電池	太陽光発電連携型で、かつ災害時等に住宅への電力供給に寄与するシステムであって、蓄電容量が 1.0kWh 以上のもの
電気自動車等	<p>家庭用電源から充電することが可能な自動車で、次に掲げる要件のどちらかを満たすものをいう。</p> <p>(1) 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した自動車（内燃機関を併用するものを除く。）で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条の規定による登録が初めて行われ、同法第58条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの</p> <p>(2) エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条の規定による登録が初めて行われ、同法第58条に規定する自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの</p>

(注) 事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねる家屋において、営業専用に設置したものを除く。

別表第4（第5条関係）

種 類		交付申請に必要な書類
住宅用太陽光発電システム		(1) 設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し (2) 竣工検査の試験記録書の写し (3) 設置状態を示すカラー写真 (4) 設置家屋付近の見取図 (5) 電力会社との電力受給契約書の写し (6) 申請者と電力受給契約者が異なる場合は、申請者と同一家族であることを証するもの (7) その他市長が必要と認める書類
太陽熱利用システム		(1) 設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
高効 率 給	ガスエンジン給湯器	(2) 設備の機種名及び性能を表示した書類 (カタログ・保証書等)
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	(3) 設置状態を示すカラー写真 (4) 設置場所の位置図

湯器	潜熱回収型給湯器	(5) その他市長が必要と認める書類
	家庭用燃料電池	
エネルギー管理システム		
蓄電池		
電気自動車等		(1) 当該自動車の自動車検査証の写し (2) リースの場合は、購入選択権付きリースであることが明記され、リース業者及び申請者の双方が記載された契約書の写し (3) 当該自動車のカラー写真 (4) その他市長が必要と認める書類